**砺波市住宅取得支援補助金の請求までのフロ－チャ－ト**

①　対象者

□　転入世帯：基準日において夫婦のいずれかが３９歳以下、かつ、転入の日から３年以内の者で、転入の日前１年間において市内に住所を有していなかった者の属する　世帯

□　子育て世帯：基準日において中学生までの子がいる世帯であり、かつ、転入の日から３年　　以内の者で、転入の日前１年間において市内に住所を有していなかった者の属する世帯

　※基準日とは、建設工事請負契約又は売買契約日

②　支援内容

□　新　築　１０７．３万円　（上限）…（１）

□　中　古　　　　５０万円　（上限）…（２）

□　借入額　１／１０　　　　　　　　　　円　と（１）または（２）のどららか金額の安い方

□　補助対象経費　住宅の建設又は購入に係る経費

　　（土地の取得費及び店舗、事務所又は賃貸住宅等との併用住宅の場合は、自己　の居住部分以外の部分に係る工事費を除く）

）

③　要件

□　令和３年１月１日以降に建設工事請負契約又は売買契約を結んだもの。

（ただし、新築工事の場合は令和３年１月１日以降に着工したものを含む。）

□　住民基本台帳の登録をして、以後１０年以上居住する意思があること。

□　世帯員全員に市税等の滞納がないこと。

□　住宅の取得に伴う登記の日から１年以内に補助金申請を行うこと。

④　工事が完了してから交付申請までに行うこと。

□　世帯員全員の住民票を移すこと。　　　　□　土地及び建物の登記を済ませること。

⑤　交付申請に準備するもの

□　交付申請書　　　　　　　　　　　　　　□　事業実績報告書

□　世帯員全員の住民票の写し　　　　　　　□　配置図及び各階平面図

□　転入者の戸籍の附票の写し(過去１年間の住所地がわかるもの)

□　取得にかかった費用がわかる明細書　　　□　住宅の全景の写真

□　土地及び建物の登記事項証明書の写し　　□　建築に係る契約書又は売買契約書の写し

□　金銭消費貸借契約証書の写し　　　　　　□　領収書の写し

□　建築基準法に規定する検査済証の写し又は着手日確認承諾書（新築の場合のみ）

□　市税等納付（納入）状況確認承諾書金銭

交付請求書

□交付請求書　　書類の不備がなければ３０日程度で指定口座へ振り込みます。

　（様式第４号）